

令和2年7月10日

令和元年度（第73期）司法修習生 各位

司法修習生考試委員会庶務担当

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

令和元年度（第73期）司法修習生考試における特例措置等
に関するお知らせ

標記の考試を受験する際に、特別の事情により、エレベーターの使用、考試時間の延長、答案作成のためのパソコンの使用及びトイレ以外の理由（例：搾乳等）による退出等の特例措置を希望する者は、下記の事項をよく読んで、あらかじめ必要な資料等を準備するようしてください。

なお、健康増進法による受動喫煙の防止の趣旨及び同法において認められる喫煙場所を設けている会場確保の困難等により、今年度の考試から、考試会場における喫煙が認められることとなりましたのでお知らせいたします。

おつて、今年度の考試に関する事項（考試における注意事項や不合格者受験番号等）については、最高裁判所ウェブサイト（裁判所トップページ>各地の裁判所>最高裁判所>司法研修所 <<https://www.courts.go.jp/saikosai/sihokensyuujo/index.html>>）に随時掲載しますので、必ず確認してください。

記

申請期間：8月24日（月）から9月18日（金）まで（消印有効）

提出書類等：特例措置申請書、特例措置を希望する事情を疎明する資料（例：

医師作成の診断書（考試前4か月以内に作成されたもの）等）

※ 必要に応じて追加資料等の提出を求める場合がある。

※ 別添特例措置申請書及び使用が認められる私物一覧は、追って最高裁判所ウェブサイトに掲載する。

提出方法：郵便のみで受け付ける。封筒の表に「司法修習生考試特例措置申請書在中」と朱書きして、簡易書留郵便で送付すること。

提出先：〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

注意事項：考試における特例措置は、集合修習とは別に申請が必要である。

申請期間を超過した場合は、特例措置を認めないことがある。

問合せ先：最高裁判所事務総局人事局任用課試験係

電話 03-3264-8191

◎使用が認められる私物

答案起案に使用するペン	<p>黒インクのペン (ボールペン、サインペン及び万年筆を含む。) ※ ボトルインク(インク壺)は使用不可 ※ インクがプラスチック製消しゴム等で消せるペ ンは使用不可</p>
草稿用等の筆記用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ペン類(黒以外のペンやマーカーも可) ・鉛筆、色鉛筆 ・消しゴム、定規
時計	<p>時計機能のみ使用できる。 ※ あらかじめ、アラーム機能は切っておく。 ※ ストップウォッチ及び時計のストップウォッチ 機能・タイマー機能は使用不可</p>
<p>身の回り品</p> <p>※試験室係員が適宜点検 する。</p> <p>※試験室係員の指示に従 わない場合は、その物 の使用を禁止する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防寒具、カイロ ・薬(注射により摂取するものを除く。) ・冷却シート、湿布(体に貼り付けるもので、匂いが 他の応試者の迷惑にならないもの)、生理用品 ・リップクリーム、ハンドクリーム(匂いが他の応試 者の迷惑にならないもの) ・クッション、座布団、腰当て ・スリッパ、マスク、フェイスガード、指サック、手 首ポーター ・ハンカチ、ミニタオル ・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、アルコ ール消毒液 ・耳栓(係員等の指示が聞こえるよう留意すること。) ・拡大鏡(虫眼鏡)

◎上記以外の一切の私物の使用を禁止する。

- ※ 筆箱、電子辞書、修正液、下敷き、私物の付箋、クリップ、ステープラ、扇子、うちわ、手袋等の使用も認めない。
- ※ これらの私物を持参した場合は、着席時刻までに全て鞄の中にしまう。